

雲仙市家畜飼料高騰特別対策事業

国の重点支援地方交付金を活用し、飼料価格の高騰の影響を受けている畜産農家を支援します。

1. 給付対象

次の全てを満たす方が対象となります。

- ① 雲仙市内に住所を有し、畜産業を営む方
- ② 配合飼料価格安定制度に加入している、または令和9年度安定制度に加入する計画を有する方（いずれか1つの団体で加入していれば申請できます。）

※制度未加入者が補助金を受給後、令和9年度安定制度へ加入しなかった場合は補助金返還となりますので、ご注意ください。

- ③ 市税（国保税を含む）の未納がない方。

※申請前に必ず本人が市税務課窓口（各総合支所窓口）で確認をお願いします。

2. 補助対象経費及び補助金額

補助対象経費：令和7年4月～令和8年3月の間に購入した配合飼料及び
主な原料の購入経費 ※主な原料：（トウモロコシ、マイロ、大豆、大麦、小麦）
詳細な対象品目は裏面参照

補助金額：配合飼料等1トン当たり400円以内 上限額：300万円以内
※1トン未満切捨て

3. 申請方法

① J A 島原雲仙で制度加入及び飼料購入分

「市税の滞納がない誓約書及び調査同意書」を記入し、市役所（農林課・各総合支所）へ申請してください。

※J Aの購入数量と制度加入の証明書は4月上旬にJ Aから市役所へ報告予定です。

② 各農協（県酪、開拓ながさき）で制度加入及び飼料購入分

「市税の滞納がない誓約書及び調査同意書」及び「委任状」を各農協へ提出してください。

③ 飼料販売会社より購入分

販売元より購入数量、制度加入の証明書を手し、「市税の滞納がない誓約書及び調査同意書」を記入して市役所（農林課・各総合支所）へ申請してください。

※申請書は市農林課又は各総合支所に準備しております。

※申請時には印鑑及び通帳をご持参ください。

【申請期限：令和8年4月21日（火）まで（期日厳守）】

※申請期限を過ぎての受付は出来ませんのでご注意ください。

雲仙市家畜飼料高騰特別対策事業の対象となる飼料

配合飼料（安定基金対象品目）

（以下のすべてを満たす飼料が対象です。）

- ・ 穀類の区分に属する原材料に加え、そうこう類、植物性油かす類及び動物質性飼料の3区分のうち少なくとも1区分に属する原材料からなる飼料（ただし、これら4区分に属する原材料が3種類以下となっている飼料を除く。）
- ・ 穀類、そうこう類、植物性油かす類及び動物質性飼料に属する原材料の配合割合の合計が50%以上の飼料（ただし、動物質性飼料のうち、乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃縮ホエーたん白の配合割合の合計が50%以上の飼料を除く）

単味飼料（圧ペン、丸粒、皮付き、皮むき、粉状等状態は問いません。）

トウモロコシ	ふすま
マイロ	麦糠
大豆	大豆粕
大麦	大豆油かす
小麦	

上記飼料の配合割合が50%以上の混合飼料

【担当課】

雲仙市 農林課
畜産振興班

TEL:0957-47-7828

FAX:0957-38-3205